

労働保険事務組合の皆さまへ

平成28年1月から

マイナンバー制度（社会保障・税番号制度）による個人番号・法人番号の利用が開始され、労働保険事務組合においては、委託事業主への説明や契約の見直し等、特定個人情報の適正な取扱いの安全管理措置が必要です。



マイナンバーキャラクター
マイナちゃん

1.マイナンバー制度の概要

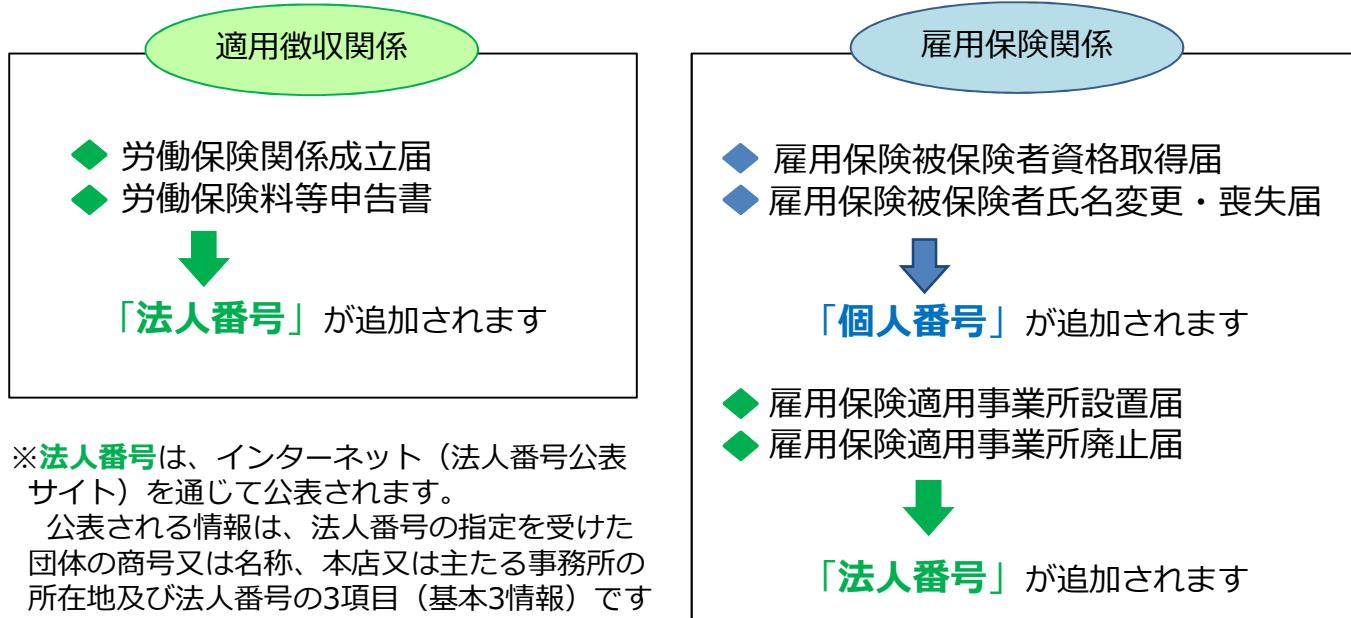
- ★マイナンバー制度は、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現することを目的とし、
- ★平成27年10月から、マイナンバー（個人番号）、法人番号が通知され、平成28年1月から順次利用が開始されます。
- ★マイナンバー（個人番号）は、国民に通知される、一人ひとり異なる12桁の番号であり、個人が特定されないように、住所地や生年月日などと関係のない番号が割り当てられます。

2.法人番号の概要

- ★法人番号は、13桁の番号で、設立登記法人などの法人等に1法人1つ指定され、国税庁から通知されます。なお、法人の支店や事業所には指定されません。
- ★法人番号は、書面により通知を行うこととしており、例えば、設立登記法人については、番号の指定後、登記上の本店所在地に通知書が送付されます。
- ★法人番号は、個人番号とは異なり、原則として公表され、どなたでも自由に利用できます。

3.労働保険事務組合の届出等様式

事業主から提出される様式の一部に「個人番号」や「法人番号」欄が追加されますので、委託事業者の方にその旨をご説明して「個人番号」や「法人番号」を記載していただき、労働基準監督署やハローワークに提出することとなります。



4. 労働保険事務組合における取扱いの見直し

委託契約の見直しが必要です

マイナンバー制度が始まると、「個人番号」の記載された雇用保険被保険者資格取得届などを事務組合が取り扱うこととなりますので、委託契約の見直し等が必要です。

安全管理措置が必要です

個人番号その他の特定個人情報の適正な取扱いを確保し、具体的な取扱いを定めるため、「基本方針」及び事務取扱規程を策定（既存の個人情報の取扱いに関する規程の改正等）し、特定個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止などのため、適切な安全管理措置を講じる必要があります。

具体的な取組

- ★事務取扱担当者や取り扱う事務の範囲の明確化など、組織体制の整備と事務取扱規程に基づく運用。
- ★特定個人情報等が適正に取り扱われるよう、事務取扱担当者に対して適切な監督、教育。
- ★盗難・紛失防止のため、特定個人情報を取り扱う機器、電子媒体又は書類等は、施錠可能な書庫等へ保管。
- ★特定個人情報に関する作業を行う事務スペースは、事務取扱担当者以外の者から見えないよう間仕切りの設置、座席の配置の工夫。
- ★個人番号の記載された書類を、労働基準監督署やハローワークへ郵送で提出する際、簡易書留など、追跡可能な郵便制度を利用。手渡しで書類を授受する場合には、個人番号が容易に見えることのないように封入封緘。
- ★個人番号を含む情報を電子媒体で持ち出す場合、漏えい防止のため、データの暗号化またはパスワードによる保護を行い、施錠可能なケースでの運搬。
- ★情報漏えい事案に迅速に対応するための体制整備。

5. 法人番号等が追加される様式（一部例）

様式第1号 労働保険関係成立届

様式第6号 労働保険料等申告書

「法人番号」欄
が追加されます

6. マイナンバー制度のお問い合わせ先



コールセンター 0570-20-0178

[全国共通ナビダイヤル] 9:30~17:30 (土日祝日・年末年始を除く)

マイナンバー